

# 衆議院国土交通委員会ニュース

【第198回国会】平成31年3月13日（水）、第3回の委員会が開かれました。

## 1 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

- ・石井国土交通大臣、小里農林水産副大臣、塚田国土交通副大臣、上野厚生労働大臣政務官、田中国土交通大臣政務官及び政府参考人に質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）
- ・伊藤忠彦君外5名（自民、立憲、国民、公明、共産、社保）から提出された附帯決議案について、津村啓介君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、社保 反対－維新）  
（質疑者）金子万寿夫君（自民）、中野洋昌君（公明）、川内博史君（立憲）、津村啓介君（国民）、宮本岳志君（共産）、井上英孝君（維新）、広田一君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 金子万寿夫君（自民）

- （1） 奄美法の前回改正（平成26年）により創設された交付金について、5年間の取組に対する評価
- （2） 奄美群島における定住促進支援策及び奄美らしさを観光資源として情報発信していくに当たっての方向性等
- （3） 平成23年の世界自然遺産登録された小笠原諸島について、その後の観光面における効果
- （4） 本年1月に奄美群島を訪問した大臣の感想及び両法律の延長と両地域の振興策に対する決意

### 中野洋昌君（公明）

- （1） 奄美群島及び小笠原諸島について、前回法改正からの取組の総括及び今後の課題
- （2） 奄美群島の振興開発
  - ア 人流・物流コストの軽減、特に航空路運賃の軽減のための施策を引き続き実施する必要性
  - イ 交流人口が増加している現状等を踏まえ、観光客等の受入れ環境整備を促進する必要性
  - ウ 2020年の世界自然遺産登録に向けた取組
- （3） 小笠原の航空路開設に向けた国の現状認識及び支援の必要性

### 津村啓介君（国民）

- （1） 法律の有効期限の延長期間を5年とする理由
- （2） 特定有人国境離島地域では平成29年度より準住民を対象に航路・航空路運賃割引支援制度が実施されたにもかかわらず、奄美群島での実施は法改正の時期でないとして2年間遅れた弊害への認識等
- （3） 本案を恒久法化し制度を柔軟に運用する必要性
- （4） 法改正に当たり実施される小笠原諸島旧島民意向調査におけるさまざまな不備を認識し、今回の法改正において見直す必要性
- （5） 昭和59年の小笠原諸島振興審議会における「硫黄島には一般住民の定住は困難であり、同島は振興開発には適さない」との意見具申について、現在の政府の見解
- （6） 農地法の適用外とされてきた小笠原諸島の産業振興が進まない原因の一つと考えられる特別賃借権制度見直しの必要性に対する農林水産省の見解

- (7) 硫黄島における遺骨収集について、遺族の高齢化を踏まえ、十分な予算を確保し早期に遺骨のDNA鑑定を進め、遺骨を返還する必要性
- (8) 奄美群島の観光振興においてボトルネックとなっているキャッシュレス化への対応等観光客の受入環境整備に向けた支援策

#### 川内博史君（立憲）

- (1) 奄美法改正案
  - ア 航路・航空路運賃軽減事業の対象に追加される準住民の定義
  - イ 長期滞在者及び奄美群島出身者とその家族などを準住民に追加する必要性
  - ウ 税制優遇措置が受けられる対象事業に飲食店やダンスホール等のサービス業を追加する必要性
  - エ 奄美法制定以前に大島郡として奄美群島と同一の行政上の取扱いがなされてきた三島村及び十島村を奄美法の対象とすることを検討する必要性
  - オ 奄美群島国立公園の嘉徳海岸において着工予定のコンクリート護岸整備
    - a オサガメが上陸し、自然のままの砂浜である嘉徳海岸の希少性に対する環境省の認識
    - b コンクリート護岸のない自然のままの国立公園における砂浜の総延長距離等
    - c 平成26年の台風被害以降の河川からの砂の供給等による砂浜の復旧状況
    - d 環境省が推進するEco-DRRによる防災及び減災の手法の詳細及び国土交通省の認知の有無
    - e 自然環境を傷つけないEco-DRRにより防災及び減災を図る必要性及びコンクリート護岸工事の着工を再検討することへの大臣の見解
- (2) 森友学園問題
  - ア 値引きの根拠となった試掘穴に関し、衆議院財務金融委員会の要求に基づく政府の対応
  - イ 平成28年4月の工事業者による試掘調査報告書並びに近畿財務局の現地調査における位置図等資料及び写真
    - a 試掘調査報告書と財務局現地調査における資料等の齟齬を認めるか否かの確認
    - b 財務省及び国土交通省が上記行政文書間の齟齬を認め調査する必要性

#### 宮本岳志君（共産）

- (1) 奄美法改正案
  - ア 奄美群島振興交付金
    - a 奄美群島振興交付金の平成31年度からの拡充内容
    - b 航路・航空路運賃軽減事業で新たに対象となる準住民に、島から出た子弟等、移住・定住促進施策事業の一環で島に来訪する者も対象となることの確認
  - イ 加計呂麻島安脚場戦跡公園
    - a 安脚場戦跡公園の復旧状況及び復旧工事の完了時期
    - b 観光資源である安脚場戦跡公園の整備と活用の重要性
  - ウ 大型クルーズ船の寄港問題
    - a 瀬戸内町のクルーズ船誘致についての把握状況
    - b 瀬戸内町への寄港を希望している船社
    - c 奄美・沖縄の世界自然遺産登録に向けた経緯及び今後のプロセス
    - d 鹿児島県策定の奄美群島持続的観光マスタープランにおいて、観光の中心として少人数型で質の高い体験利用を目指していることの確認
    - e 大型クルーズ船の寄港地を造ることと観光に関する鹿児島県の方針との整合性
    - f 奄美大島及び徳之島における寄港候補地の選定条件

- g IUCN（国際自然保護連合）の報告書（平成 30 年 5 月）において勧告された、推薦地の価値に影響を与える脅威の内容
- h 奄美群島への寄港の増加を要望した船社の企業名及びその時期と内容
- i 瀬戸内町西古見地区の住民説明会の開催（平成 29 年 8 月 15 日）について、国と瀬戸内町による事前の連絡調整を行っていたことの確認
- j 寄港候補地の選定条件は、世界自然遺産登録の申請を踏まえ環境省が認めたものであるかの確認
- k 観光先進国を推進するに当たり自然環境を破壊すること等への懸念に対する大臣の所見

**井上英孝君（維新）**

- (1) 両法律によるこれまでの支援の成果及び今後の支援の方向性
- (2) 離島振興法等の有効期限が 10 年である一方で、両法律の有効期限を 5 年としている理由
- (3) 改正内容を法の有効期限の延長のみとした理由及び平成 26 年の奄美法改正により創設された奄美群島振興交付金に対する地元の反応
- (4) 両地域における自然環境の保護と観光振興の両立を踏まえた取組状況
- (5) 奄美群島における外国人観光客の受入環境整備の充実及び防災対策の強化の必要性
- (6) 小笠原航空路協議会における航空路開設の検討状況及び小笠原諸島における医療体制の充実に向けた今後の取組方針
- (7) 本法律案の効果を 5 年後に証明できる取組の必要性

**広田一君（社保）**

- (1) 両法律の目的である「自立的発展」の達成度への評価
- (2) 自立的発展の実現時期
- (3) 離島振興法等の有効期限が 10 年である一方で、両法律の有効期限を 5 年としている理由
- (4) 離島航路事業者が市町村の場合における新造船の補助割合
- (5) 島民の日常生活を支える離島航路の代替船の整備に対する補助割合について、鉄道と同水準までの引上げを検討する必要性